

公立保育所における台風等による風水害への対応方針の概要

趣旨・目的

台風等により人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合には、**児童及び保護者等の生命と身体の安全を守ることを最優先に保育所の運営を行う必要がある**ことから、台風等による風水害発生時において迅速かつ適切に判断することができるよう、公立保育所としての対応を次のとおり定めるものとする。

1 これまでの対応

- 保育所は、保護者が就労などのために家庭で保育できない子どもを保護者に代わって保育することを目的とした施設であることから、**災害時においても開園を原則として運営**してきた。
- 令和元年東日本台風（第19号）時には、非常に強い勢力で首都圏を直撃する予報だったことやその前月に上陸した令和元年房総半島台風（第15号）による被害の状況等に鑑み、児童等の安全を考慮して、保護者に対して**登園自粛の協力や早めのお迎えを要請**するとともに、園児がいない又はいなくなった保育所に対しては、川崎市保育園条例の規定に基づき**開所時間を変更して繰り上げて閉所**する措置を講じた。

2 法令等の基準

- 災害時における保育所の臨時休園については、**学校とは異なり法的根拠がない**（学校は学校教育法施行規則第63条に根拠規定あり）。
- 厚生労働省は「乳幼児の安全の確保のため、施設長、設置者等の判断で臨時休園を行うことは妨げられていない」としているが、未だ臨時休園の実施基準の設定に係る国の考え方等は示されていない（**ガイドライン等はない**）。



児童等の安全確保のために、

本市として台風等による風水害への対応方針を示すことが必要

3 基本的な考え方

台風等により市内に風水害の発生が予想される場合については、児童・保護者・職員の生命と身体の安全を守ることを原則として、次の基本的な考え方に基づき対応する。

基本的な考え方

- ① 台風等による風水害への対応を明確化し、保護者に対して**あらかじめ周知して理解を得る**。
- ② 災害発生の危険が高まり、児童・保護者・職員の安全の確保が強く必要とされる状況においては、**計画運休の状況や避難情報等の内容に応じて適切な対応を図る**。
- ③ 対応にあたっては事前予告や決定等を迅速に行い、その内容を**確実に保護者へ伝える**。

4 具体的な対応

(1) 平常時からの周知

保育所等利用案内への掲載や入園説明会での説明、園舎内への掲示等により、平常時から保護者に対してこの対応方針を周知し、保護者の理解を求めていく。

(2) 台風等における風水害への対応

① 鉄道等の計画運休

台風の接近等により、本市を含む首都圏において鉄道等の**計画運休が実施される場合には**、児童等の安全を優先し、**全公立保育所を臨時休園**とする。

ア 計画運休への対応の通知（概ね計画運休開始時刻の48時間前）

鉄道事業者等による計画運休の可能性に関する情報に基づき、臨時休園の可能性があることを各保育所に通知

イ 保護者への事前予告（2日前のお迎え時までを目途）

保護者に対して臨時休園の可能性があることを通知するとともに、登園を控えるよう登園自粛の協力を依頼

ウ 臨時休園の決定（概ね計画運休開始時刻の24時間前）

鉄道事業者等による計画運休に関する詳細な情報に基づき臨時休園を決定し、鉄道等の運転が再開された場合でも開園はしない。

エ 臨時休園の周知（前日のお迎え時までを目途）

市ホームページでの周知に加え、保護者への通知により臨時休園とする旨を確実に周知

● 計画運休に伴う臨時休園の流れ

	計画運休の可能性 (48時間前)	計画運休の詳細情報 (24時間前)	計画運休の実施 (当日)
市	計画運休への対応通知	臨時休園の決定	終日臨時休園
保育所	保護者へ事前予告	保護者へ臨時休園周知	

② 避難情報の発令

保育所においては、施設が立地している地域の状況に応じて、具体的な避難確保計画をそれぞれ定めている。開所時間中に避難情報等が発令された場合は、その警戒レベルに応じて避難確保計画で定める必要な対応や行動をとり、児童と職員の安全を確保しながら、避難場所等において保護者への引き渡しを行うこととしている。

警戒レベル4以上の避難情報等が発令された場合においては、すべての児童の引き渡し以降は閉園（開園前の場合は臨時休園）とする。なお、当該日において避難勧告等が解除された場合でも、当該日は閉園（臨時休園）とする。

● 警戒レベルに応じた対応例

	避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	避難勧告・避難指示（緊急） 【警戒レベル4】
土砂災害警戒区域/ 浸水想定区域	避難に向けた準備・ 保護者への連絡	避難開始・ 閉園（臨時休園）

その他

- (1) この対応方針は、今後の風水害の状況や計画運休の動向等を注視し、**随時修正・更新**していくものとする。
- (2) 公立保育所においては、**この対応方針・避難確保計画について職員間での周知徹底**を図り、迅速かつ適切な対応ができるよう台風等への備えを整えていく。
- (3) **民間保育所等へもこの対応方針を周知**するとともに、台風等の発生時においても公立保育所と同様に情報提供を行う。